



許可番号 2026024695

産業廃棄物処分業許可証

住所 長野県須坂市大字八町1096番地2
氏名 クリーンユーキ株式会社
代表取締役 八田 富夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守



許可の年月日 令和 2 年 2 月 1 日
許可の有効年月日 令和 7 年 1 月 31 日

1 事業の範囲

中間処理（堆肥化、脱水）

*堆肥化する産業廃棄物

汚泥（含水率85%以下の有機性のものに限る。）、木くず、動植物性残さ、家畜のふん尿

*脱水する産業廃棄物

汚泥（有機性のものに限る。）

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

種類 汚泥等の堆肥化施設
設置場所 須坂市大字八町字戸谷1096番2
設置年月日 平成元年7月25日
処理能力 30m³/日

種類 汚泥等の堆肥化施設
設置場所 佐久市志賀字柳原989番1
設置年月日 平成7年7月11日
処理能力 38.25m³/日

種類 汚泥の移動式脱水施設
駐機場所 須坂市大字八町字戸谷1096番2
設置年月日 平成2年1月23日
処理能力 120m³/日（15m³/h：8時間稼働）

3 許可の条件

- 移動式脱水施設による処理は、排出現場内においてのみ行うこと。
- 須坂事業場においては、当該事業場の敷地の境界線の地表において悪臭防止法第2条第2項に規定する大気の臭気指数を13以下とすること。
- 当分の間、(2)の規定は適用せず須坂市大字八町の区域（字蛇塚西、字笹ヶ崎、字久保山、字三入道東、字三入道南及び字戸谷を除く。）において大気の臭気指数を13以下とすること。

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成元年 8 月 4 日 新規許可
- 令和 2 年 2 月 1 日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無